平成26年6月6日 午前10時00分開会 於議場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	Щ	瀬	知	之	
3番	鈴 木 みどり	4番	那	須	英	$\equiv$	
5番	三 宮 十五郎	6番	早	Ш	公	二	
7番	平 野 広 行	8番	三	浦	義	光	
9番	横井昌明	10番	堀	岡	敏	喜	
11番	炭 竃 ふく代	12番	Щ	口	敏	子	
13番	小坂井   実	14番	佐	藤	高	清	
15番	佐藤博	16番	武	田	正	樹	
17番	伊藤正信	18番	大	原		功	

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3. 会議録署名議員

2番 川瀬知之 3番 鈴木みどり

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市		長	服	部	彰	文	副	Ī	Ħ	長	大	木	博	雄
教	育	長	下	里	博	昭	総	務	部	長	佐	藤	勝	義
	生 部 長 祉事務所		伊	藤	久	幸	開	発	部	長	石	Ш	敏	彦
教	育 部	長	服	部	忠	昭	総税税	務部 務	次 長 課	· 兼 長	伊	藤	好	彦
総総	務部次長 務 課	· 兼 長	村	瀬	美	樹		生部四山			佐	野		隆
	生部次長護高齢調		八	木	春	美	民生	生 部 童	次 課	· 兼 長	渡	辺	秀	樹
開土	発部次長 木 課	· 兼 長	竹	JII		彰		発部水道			三	輪	眞	士
会会	計管理者 計 課	* 兼 長	服	部		誠	監事	查 務	委局	員長	松	Ш	保	博
財	政 課	長	石	田	裕	幸	秘	書企	画課	長	Щ	口	精	宏
防	災安全課	具長	橋	村	正	則	収	納	課	長	Щ	守		修
市鍋	民課長田支所		平	野		進	保	険年	金課	長	平	野	宗	治
環	境 課	長	鈴	木	浩		健儿	康推	進課	長	花	井	明	弘

総合福祉センター 福祉課長 悟 佐 野 隆 宇佐美 所 農政課長 安井耕史 商工観光課長 羽飼和彦 学校教育課長 立松則明 都市計画課長 大 野 勝 貴 図書館長 生涯学習課長 半 田 安 利 奥田和彦 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 浅 野 克 教 伊藤 邦 夫 書 記

6. 議事日程

書

日程第1 会議録署名議員の指名

記

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 同意第2号 公平委員会委員の選任について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

伊藤 国幸

日程第7 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第8 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

改正について

日程第9 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算(第1号)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 午前10時00分 開会

○議長(佐藤高清君) ただいまより平成26年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。 これより会議に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤高清君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第2 会期の決定

○議長(佐藤高清君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(佐藤高清君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの21日間と決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長(佐藤高清君) 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成25年度一般会計及び公共下水道事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成25年度事業決算に関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第4 同意第2号 公平委員会委員の選任について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(佐藤高清君) この際、日程第4、同意第2号から日程第5、諮問第1号まで、以上 2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

**〇市長(服部彰文君)** おはようございます。

平成26年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問 1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、横井清文氏が平成26年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市前ケ平二丁目2052番地28、百合草信夫氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤靖男氏が平成26年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市西中地町五右277番地4、加藤靖男氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(佐藤高清君) これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(佐藤高清君) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(佐藤高清君) 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(佐藤高清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第1号をお諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(佐藤高清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

○議長(佐藤高清君) 次に、日程第6、議案第26号を議題とします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法

第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。

よって、私は退場しますので、議案第26号の議事進行は小坂井副議長にお願いをいたします。

〔議長 佐藤高清君 退場〕

**〇副議長(小坂井 実君)** 日程第6、議案第26号についてのみですが、議長にかわり議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第6、議案第26号海部津島土地開発公社の解散についてを議題とします。 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長(服部彰文君) 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号海部津島土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、海部津島土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 〇副議長(小坂井 実君) 総務部長。
- 〇総務部長(佐藤勝義君) 議案第26号海部津島土地開発公社の解散について、説明を申し上げます。

この議案は、土地開発公社による公共用地の先行取得の役割が薄れ、公社設立の所期の目的、使命を終えましたので、議会の議決を経て、知事の認可を受け、解散するものでございます。以上でございます。

〇副議長(小坂井 実君) お諮りします。

本案は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇副議長(小坂井 実君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することといたします。

以上で私の職務を終了いたしました。

ここで議長の入場を求めます。

〔議長 佐藤高清君 入場〕

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第7 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第8 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一

## 部改正について

日程第9 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について 日程第10 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤高清君) この際、日程第7、議案第27号から日程第10、議案第30号まで、以上 4件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長(服部彰文君) 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案3件、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、主に法人市民税法人税割の税率の改正、軽自動車税の税率の改正及び固定資産税の課税標準の特例措置の割合を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正によ り、消防団員の退職報償金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正により、課税限度額の見直し及び低所得者に対する保険税軽減の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ6,231万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,231万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして番号制度導入に係る支援業務委託料300万円、住民基本台帳システムに係る番号制度システム導入委託料615万6,000円、民生費におきましては就労自立給付金140万円、農林水産費におきましては愛知県農地水多面的機能推進協議会負担金700万円、土木費におきましては道路区画線設置工事請負費1,000万円、教育費におきましては弥富北中学校の運動場整備工事請負費2,140万円、「おみよし松」の補強整備工事請負費800万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、市税の国有資産等所在市町村交付金1,369万8,000円、国からの生活保護費負担金105万円、住民基本台帳システムに係る番号制度整備費補助金560万円、県からの緊急雇用創出事業基金事業費補助金43万2,000円、財政調整基金繰入金4,153万8,000円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明 いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- ○議長(佐藤高清君) 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。 まず、佐藤総務部長。
- ○総務部長(佐藤勝義君) 議案第27号弥富市税条例等の一部改正についてでございますが、 19枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上 げます。
  - 1. 法人市民税法人税割につきましては、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率を2.6%引き下げ9.7%とし、その税率引き下げ分相当を地方法人税として国税化し、その税収全額を地方交付税原資とするものでございます。
  - 2. 軽自動車税につきましては、平成27年度以降に新規取得される4輪車等の新車の税率を自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍にそれぞれ引き上げ、2輪車等にあっては、平成27年度分から税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものでございます。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から14年を経過した4輪車等につきまして、平成28年度分から標準税率のおおむね20%の重課を行うものでございます。

次の固定資産税、償却資産でございますが、について、わがまち特例方式を導入した上で、 課税標準の特例措置を講じるものでございます。

ア、公害防止施設・設備のうち汚水または廃液処理施設、これは3分の1。

イとして、公害防止施設・設備のうち大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、これは2 分の1。

ウとして、公害防止施設・設備のうち、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設、2 分の1。

エとして、浸水防止用設備、3分の2。

オとして、ノンフロン製品、自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器でございますが、 4分の3。

4、これは附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、1については平成26年10月1日から、2については27年4月1日から施行するものでございます。

議案第28号弥富市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例と、その次のページの新旧対照のほうに基づいて説明申し上げます。

第1に、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の支給額を一律5万円、最低支給額は20万円でございますが、一律5万円増額するものでございます。

第2に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成26年

4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員 については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

〇議長(佐藤高清君) 次に、伊藤民生部長。

民生部長。

**○民生部長兼福祉事務所長(伊藤久幸君)** 続きまして、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についての御説明をさせていただきます。

4枚はねていただきたいと思います。改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1といたしまして、保険基盤安定制度の拡充。国保税の軽減は、所得に応じて応益分一一 これは均等割と平等割でございます — を7割・5割・2割軽減する仕組みでございます。今回の保険税軽減拡大は、まず2割軽減では現行の33万円プラス35万円掛ける被保険者数、給与収入で3人世帯の場合ですと、収入として約223万円から33万円プラス45万円掛ける被保険者数、同じく収入額といたしまして約266万円に引き上げることとし、5割軽減の場合ですと33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者から世帯主を引いたもの、同じく約147万円という基準から、単身世帯も対象といたしますので、33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数、同178万円という基準に見直すものでございます。

続きまして、課税限度額の変更でございます。国保税の賦課限度額は、平成25年には、基礎課税分の51万円、後期高齢者支援金等分14万円、介護納付金分12万円の合計77万円 — これは40歳から64歳の方を含む世帯でございますけど — に設定しておりますが、平成26年には、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて16万円、介護納付金分を2万円引き上げて14万円とし、合計4万円引き上げるものでございます。51万に据え置く基礎課税分と合わせまして81万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

この条例による改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の 国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前 の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(佐藤高清君) お諮りします。

本案4件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(佐藤高清君) 異議なしと認めます。

よって、本案4件は継続議会で審議することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高清

同 副議長 小坂井 実

同 議員 川瀬知之

同 議員 鈴 木 みどり